

2016.4

交通リスク情報 <2016 No.1>

<貸切バス事業者向け>

軽井沢スキーバス事故をきっかけとした交通事故防止策について

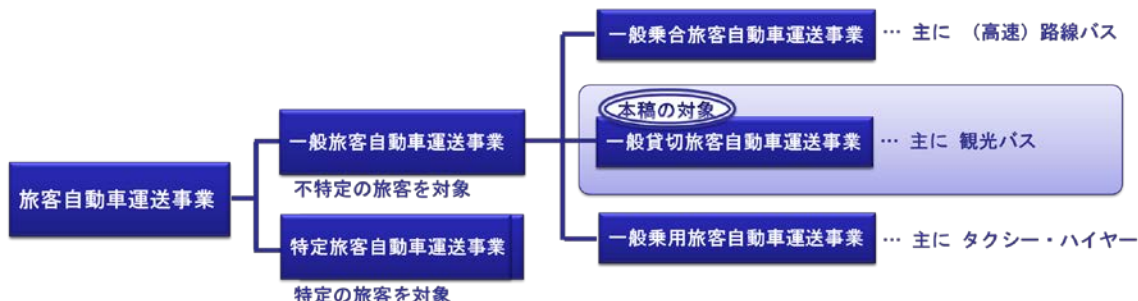
1. はじめに

平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町でスキーツアーの貸切バス（乗員乗客 41 名）が転落事故を起こし、乗員乗客 15 名が死亡、乗客 26 名が重軽傷を負う重大事故が発生した。バス事故の中では過去 30 年で最多の死者が発生する大変痛ましい事故となった。

平成 24 年 4 月に群馬県の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近で発生したツアーバス事故や平成 26 年 3 月に富山県・小矢部川サービスエリアで発生した高速バス事故など、重大事故が発生するたびに国土交通省は制度改正等の安全対策を講じてきた。国土交通省では 1 月 22 日に事故対策検討委員会を設置し、再発防止策の検討を行っており、執筆時点において 7 回開催され、平成 28 年夏までに総合的な対策について、最終とりまとめを行う予定である。

本稿では、軽井沢スキーバス事故について、事故状況及び本検討会における中間報告の内容並びに、貸切バス事業者向けに平成 28 年 1 月 25 日付で国土交通省から運輸安全マネジメント評価制度について新たな運用通達が発出されたことから、本通達の内容について概説する。

【 図 1：道路運送法における定義 】



（弊社にて作成）

2. 軽井沢スキーバス事故の概要及び監査結果

軽井沢スキーバス事故の概要は以下の通りである。

(1) 軽井沢スキーバス事故の概要

① 事故の発生状況

平成 28 年 1 月 15 日(金)午前 1 時 55 分頃、長野県軽井沢町の国道 18 号線碓氷バイパス入山峠付近において、スキーツアーの催行者である Y 社から運行を委託された X 社の貸切バス（乗員乗客 41 名）

【 図 2：事故状況 】



（弊社にて作成）

が反対車線を越えて、道路右側に転落し、乗員乗客 15 名（乗客 13 名・乗員 2 名）が死亡、乗客 26 名が重軽傷を負う重大事故が発生した。国土交通省が公開した現場近くの監視カメラによれば現場 250m 手前から中央線を越えて走行する場面が映し出されており、その後の軽井沢署の調べでは、ガードレールに接触し、転落する直前の速度は現場法定速度である時速 50 km の 2 倍近い時速 96km であったことが分かっている。また、転落直前はギアがニュートラルで制御不能な状態にあったことも分かっている。（大型車の運転に不慣れな運転手がエンジンの回転数が合わない状態でギアを操作して誤ってニュートラルに入ったのではないかとみられる。）

② 監査の結果から確認された違反事項

X 社は、軽井沢スキーバス事故発生前の平成 27 年 2 月 20 日に国土交通省から一般監査を受けており、当該監査の際に改善指示を受けた事項が是正されないまま事業が運営され、今回の事故が発生させたことが分かっている。事故発生前と事故発生後の監査における違反内容等は以下表 1 の通りである。

【 表 1：監査による行政処分 】

	監査		行政処分	
	監査日	違反事項	通知日	内容
事故発生前 (一般監査)	H27.2.20	- 健康状態の把握義務違反 - 点呼の未実施 - 初任運転者に対する適性診断受診義務違反	H28.1.13	20 日車の輸送施設の使用停止
事故発生後 (特別監査)	H28.1.15、 H28.1.17、 H28.1.29	- 始業点呼の未実施 - 運転者の健康診断未受診 - 届出運賃と異なる下限割れ運賃での運行 - 営業区域外での運送 等 (合計 33 点)	H28.2.19	貸切バス事業の許可取消

(国土交通省 HP 資料をもとに弊社にて作成)

(2) 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の立ち上げ

国土交通省は事故発生後、直ちに事故対策検討委員会を立ち上げ、再発防止策について検討を行っている。本検討会における検討内容等は以下の通りである。

① 開催概要

軽井沢スキーバス事故を受けて、平成 28 年 1 月 22 日、国土交通省は事故対策検討委員会を設置し、事故の問題点から再発防止策について検討している。事故対策検討委員会は、これまでに合計 7 回開催され、中間とりまとめが発表された。平成 28 年夏までに最終報告が発表される予定である。各回の検討内容は以下表 2 の通りである。

【表2：軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の開催状況】

開催回数	開催日時	検討会の内容
第1回	1月29日	- 軽井沢スキーバス事故の概要と国土交通省の対応 - 貸切バス事業における構造的な問題 - 今回の事故を踏まえた検討事項 - 関越道高速ツアーバス事故を受けた安全対策
第2回	2月9日	- 軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対策 - 事業参入後の安全確保についてのチェックの強化①
第3回	2月18日	旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
第4回	2月24日	- 運転者の運転技術のチェックの強化 - 事業参入後の安全確保についてのチェックの強化②
第5回	3月7日	ハード面での安全対策の強化
第6回	3月18日	事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
第7回	3月29日	中間報告（速やかに実施する施策）
平成28年夏までに最終とりまとめを予定		

(国土交通省 HP 資料をもとに弊社にて作成)

② 検討内容

本検討会における再発防止策の中間報告について、記載された対策内容及び実施目途のポイントを以下表3のとおり、整理する。

【表3：軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の中間報告のポイント】

1. ハード面の安全対策の充実

対策の内容・実施時期
ドライブレコーダー搭載の義務化（平成28年中に省令改正予定）
AT仕様車の大型バスの開発促進（平成28年夏までに関係者からなる連絡会議で検討開始予定）
先進安全技術が搭載された新型車への代替の促進（平成28年中に基本設計等のガイドライン策定予定）等

2. 運転技術

対策の内容・実施時期
実車訓練を義務化 … 新たに採用した運転手への実車訓練を完全義務化（平成29年春までに告示改正予定）等

3. 監査と処分

対策の内容・実施時期
監査の一部民間委託（実施時期は未定）
許可取消や事業停止処分の対象拡大（平成28年中に通達改正予定）等

4. 旅行業者を含めた安全対策

対策の内容・実施時期
旅行業者パンフレットへの貸切バス事業者名の明記（平成28年夏までに通達改正予定）
下限割れ運賃による運行等の通報窓口の設置（平成28年夏までに通達発出予定）
貸切バス会社が支払う旅行会社への手数料を審査する第三者機関の設置（平成28年夏までに実施予定）等

(国土交通省 HP 資料をもとに弊社にて作成)

詳細は最終頁の資料を参照。

【 図 3：軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の検討内容の概要 】



（国土交通省 HP 資料より）

3. 貸切バス事業者に対しての運輸安全マネジメント制度

(1) （中小規模事業者向け）運輸安全マネジメント制度・「評価」の実施方針

平成 28 年 1 月 25 日付で国土交通省から「一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の実施方針」（以下、本通達と記載）が発出された。原則、運輸安全マネジメントの実施

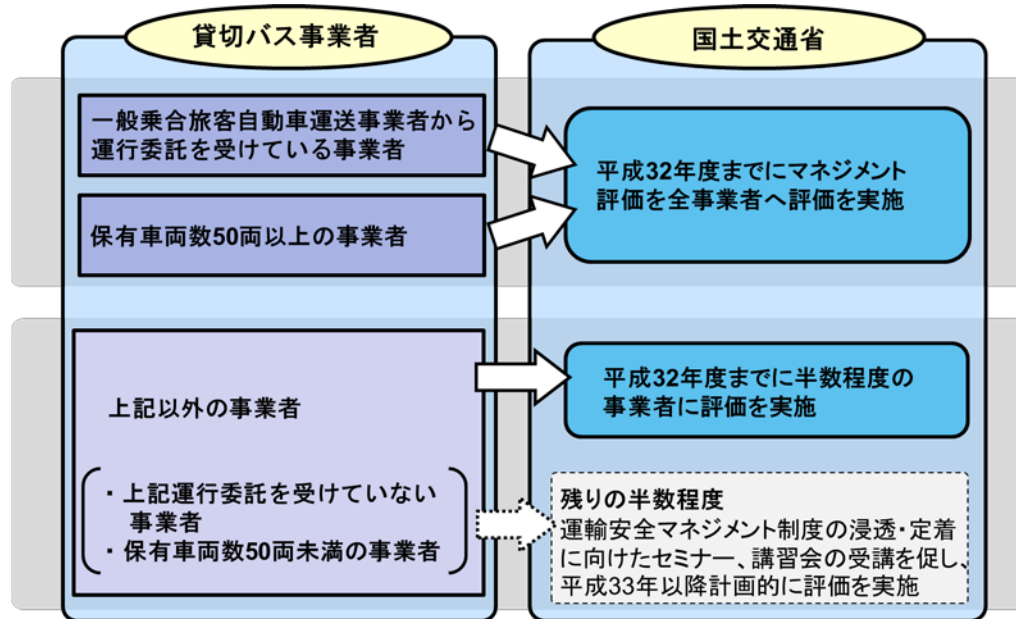
に当たっては平成 21 年 10 月 16 日付「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の基本通達により、実施することとなっているが、本通達は、中小規模の貸切バス事業者に対して評価を行うために特別に規定されたものである。

本通達等の内容は以下の通りである。

① 評価実施方針

本通達における貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施方針は以下図 4 の通りである。

【 図 4：貸切バス事業者に対する評価の実施方針 】



※貸切バス委託型高速乗合バス事業者については基本通達のとおり評価を実施
(本通達をもとに弊社にて作成)

② 保有車両数 50 両未満の貸切バス事業者向けの評価実施方法

保有車両数 50 両未満の貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価は、地方運輸局等の所在地により実施し、原則、経営トップ及び安全統括管理者を含む関係者の出席が求められる。貸切バス事業者は予め、安全管理の取組みの具体的内容を「安全管理の取組状況の自己チェックシート」（記載項目は表 5 参照）を記載して準備する。評価の実施例は以下表 4 の通りである。

【 表 4：評価の実施例 】

時間	内容	
10:00～10:10	①評価の説明	国土交通省評価チームより評価の内容及び評価報告書について事前説明を受ける。
10:10～11:00	②経営トップ及び安全統括管理者に対するインタビュー	予め記載する自己チェックシートに基づいて、構築・改善している安全管理体制についてインタビューを受ける。
11:00～11:20	③評価チーム内部打合せ	国土交通省評価チームにより評価報告書を作成。
11:20～11:30	④評価結果の説明	国土交通省評価チームより評価報告書が渡される。

(国土交通省資料「運輸安全マネジメント評価に関する説明について」をもとに弊社にて作成)

【 表 5 : 安全管理の取組状況の自己チェックシートの記載項目 】

1. 安全管理の考えと計画

1	経営トップの安全に関する考え方
2	安全最優先の原則等を盛り込んだ「安全方針（社是、企業理念、教え等の場合有り。）」を策定しているか。また、社内に周知（会議、点呼、掲示等）しているか。
3	安全を確保するための具体的な目標を定め、その目標を達成するための取組計画を作成しているか。
4	安全を確保するために必要な人員の採用、配置及び設備（車両等）の更新・整備などを行っているか。
5	安全統括管理者は、安全確保に向けて積極的に取り組んでいるか。

2. コミュニケーション

1	代表者（経営者）は、社員（運転者等）と安全について話す機会を設けているか。
2	代表者（経営者）は、社員（運転者等）の安全に関する意見・要望を聴いて対応しているか。
3	安全に関して各部署を交えた横断的な話し合いを行っているか。
4	乗客に対する安全啓発（車内アナウンス等）を行っているか。
5	上記1.～4.について、見直し改善を行っているか。

3. 事故等情報の収集・活用

1	事故発生時の対応手順や連絡方法等を決めているか。
2	事故、トラブルが発生した場合、再発防止対策を講じているか。
3	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか。
4	旅客の声、他社の事故事例などの情報を集め、必要に応じて対応等を行っているか。

4. 安全管理体制における取組み

1	関係法令等の遵守状況の定期的な確認を行い、また、安全運行に必要な情報を収集し、社員へ周知を行っているか。
2	代表者（経営者）、安全統括管理者等に対する運輸安全マネジメントに関する教育（外部研修等の受講を含む）を行っているか。
3	運転者等の技能要員に対して、必要な教育・訓練を定期的に行っているか。
4	教育・訓練の実施状況を踏まえた見直し改善を実施しているか。

5. 見直しと改善

1	安全に関する目標の達成状況や安全管理の取組状況を年1回以上定期的に振り返る機会はあるか。
2	安全に関する目標の達成状況や安全管理の取組状況を年1回以上確認（総括）して、次の目標や取組計画に反映しているか。
3	安全に関する日々の取組みに問題があった場合、改善や対策等を講じているか。

（国土交通省資料「安全管理の取組状況の自己チェックシート」をもとに弊社にて作成）

(2) 運輸安全マネジメント評価制度と監査制度の違い

国土交通省は評価制度と監査制度を両輪として、輸送の安全確保を図っていくこととしており、両制度の違いについて概説する。評価制度は、事業者の安全管理体制の構築及び改善について実施状況の評価し、本取組みの推進若しくは高度化を図るために助言するものであるのに対し、監査制度は事故防止を図るとともに、運輸事業及びサービスの適正化を図るための法令遵守状況の確認を目的とし

ており、法令遵守を怠っていれば、違反内容に応じて処分する点が主な違いである。

運輸安全マネジメントの評価制度（バス事業）と監査制度の主なポイントを以下表 6 に整理する。

【 表 6：バス事業における運輸安全マネジメント評価及び監査の比較 】

	運輸安全マネジメント評価	監査
目的	安全管理体制の評価及び更なる改善の助言	自動車運送に係る事故防止の徹底を期するとともに、運輸の適正を図ること
平成 26 年度 年間実施回数	74 回	2,358 回 (うち、貸切バス 1,798 回、乗合バス 560 回)
処分の有無	無	有
処分の種類	—	許可取消、事業停止、輸送施設の使用停止
対象事項	安全管理規程に係るガイドライン に規定する安全管理の取組 14 項目	①許認可、届出等の実施状況、②路線、運行の状況、③車両管理及び施設の状況、④財務の状況、⑤労務の状況、⑥その他目的を達成するために必要と認める事項
実施場所	原則 事業者の本社	事業者所在地若しくは国土交通省の地方支分部局、バスの発着場 等

(弊社にて作成)

4. 終わりに

貸切バス事業者に対して、今後再発防止策が実行されること、又、先進安全技術が搭載された車両の普及により交通事故は削減されるだろう。しかしながら、自動車を運転するのは人間であり、管理するのも人間であり、ヒューマンエラーが無くなることはない。

ヒューマンエラーを大別すると、人の能力の限界に起因する「偶発型」と、行ってはいけないことを認識しながら行う「違反型」に分けられ、今回の事故は運転技術が不足していた「偶発型」や点呼を実施しなければいけないことを認識していたにも関わらず実施しなかった「違反型」など、複数のヒューマンエラーが絡み合っ発生した事故と言える。ヒューマンエラーによる事故・トラブルを防止する観点より創設されたのが「運輸安全マネジメント制度」であり、経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、*「PDCA」サイクルによる継続的取組を行い、改善を図ることが重要である。我々もコンサルティング会社として、運輸安全マネジメント制度が浸透・定着するようセミナー、コンサルティング等を実施し、事業者の皆さまの事故削減に貢献して参りたい。

*PDCA サイクル：P (Plan) 計画、D (Do) 実行、C (Check) 評価、A (Act) 改善の 4 段階を繰り返すことにより継続的改善を図る手法を言う。

株式会社インターリスク総研
交通リスクマネジメント部 交通リスク第一グループ
主任コンサルタント 渡辺 光彦

株式会社インターリスク総研は、MS&ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 交通リスクマネジメント部 交通リスク第一グループ

TEL.03-5296-8916/FAX 03-5296-8942 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の交通事故防止等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016

《資料》

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会中間整理の再発防止策（速やかに講ずべき事項）
 ＜国土交通省 HP 資料より抜粋＞

1. 事業参入後の安全確保についてのチェックの強化

項 目	講ずべき事項	実施の目途
①確認事項のチェックリスト化	街頭監査の結果を捉え、法令違反が多い事項をチェックリスト化し、運行前に事業者記入・確認を行わせる。(通達発出)	実施済み(平成 28 年 2 月)
②街頭監査における指摘事項の早期是正	街頭監査において、緊急を要する重要な事項以外の法令違反が確認された場合でも、その場で実施・改善が確認できない場合は、運行を中止させる。(通達改正)	平成 28 年中
	街頭監査において、法令違反が確認された場合は、他の運行において同様の法令違反が無いかどうかを確認するため、30 日以内に一般監査(呼出)を実施する。(通達発出)	実施済み(平成 28 年 2 月)
③一般監査における指摘事項の早期是正	一般監査において、輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、必要に応じ運行を中止させるとともに、速やかに特別監査を実施する。(通達改正)	平成 28 年中
④事業停止、事業許可取消処分の対象範囲の拡大	複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可の取消処分の対象とする。(通達改正)	平成 28 年中
	違反行為の悪質性や事故の及ぼす社会的影響の重大性等、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して、事業停止又は事業許可の取消処分ができることとする。(通達改正)	平成 28 年夏まで
⑤車両の使用停止処分の日車配分の見直し	行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。(通達改正)	平成 28 年中
⑥処分量定の見直し	輸送の安全に特に関わる事項の違反を中心に処分量定を引き上げるとともに、処分量定の算出方法をより実効的なものにする。(通達改正)	平成 28 年中
⑦監査から処分までの期間の短縮	監査で確認する運行管理等に係る書類を一定の場所に備え付けるよう義務付ける(省令改正)。	平成 28 年中
	ICT を活用するなど監査事務の効率化のための措置を開始する。	平成 29 年春まで

⑧運行管理者に対する行政処分の見直し	違反行為の悪質性や事故の及ぼす社会的影響の重大性等、個別の情状を十分かつ総合的に判断して運行管理者資格者証の返納命令を行うことができることとする。(通達改正)	平成 28 年夏まで
	返納命令を受けた運行管理者について、欠格期間中は、補助者として運行管理業務に従事できないようにする。(省令改正)	平成 28 年夏まで
	返納命令を受けたことのある運行管理者や、事故・法令違反を繰り返す運行管理者・運転者を把握し、継続的に監視する仕組みを構築する。	平成 29 年春まで
⑨運輸安全マネジメント評価の強化	貸切バス事業者における安全管理体制の構築状況を調査票や民間団体等を活用した運輸安全マネジメント制度の普及啓発活動への参加状況等により確認し、評価実施の優先順位を設定した上で、安全管理体制が不十分である等の事業者に対する迅速かつ重点的な運輸安全マネジメント評価を開始する。	平成 28 年夏まで

2. 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

項 目	講ずべき措置	実施の目途
①貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充	ホームページの更新頻度を月 1 回から月 3 回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設する。	実施済み(平成 28 年3月)
②旅行業者と貸切バス事業者の取引の事例調査	「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」の枠組みを活用し、旅行業者と貸切バス事業者の取引の事例調査を行う。	実施済み(平成 28 年3月)
③利用者への貸切バス事業者名の提供	企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載する(決まっていない場合には、「A 社、B 社又は同等の会社」等の表記の工夫を行う。なお、旅程保証との関係も整理する。)(通達改正)	平成 28 年夏まで
④運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加	旅行業者と貸切バス事業者の間で取り交わされる運送申込書/引受書の様式例に、運賃・料金の上限・下限額の記載を追加する。(省令改正等)	平成 28 年夏まで
⑤手数料等の額(率)に関する取引書面の取り交わし	運送申込書/引受書の書面取引時に併せて旅行業者と貸切バス事業者で確認の上、手数料等の額(率)に関する書面を取り交わす。(省令改正等)	平成 28 年夏まで

⑥通報窓口の設置	運賃・料金に関する情報について、通報窓口を国土交通省に設置する。(通達発出)	平成 28 年夏まで
⑦専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備	旅行者と貸切バス事業者の取引関係を適正化するため、手数料等について、専門家からなる独立性の高い通報対応組織(第三者委員会)を両業界の共同により設置する。業界団体は、不適切な取引の自主的な是正を図るほか、法令違反の可能性が高い場合には行政庁や公正取引委員会へ通知する。	平成 28 年夏まで

3. 運転者の運転技術等のチェックの強化

項 目	講ずべき措置	実施の目途
①初任運転者に対する適性診断、指導・監督の範囲の見直し	事業者が新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断(初任)を受診させ、運転者の運転特性を踏まえた、きめ細やかな指導・監督の実施を義務付ける。(告示改正)	平成 28 年夏まで
②事業者による運転者の経歴・運転経験の把握	事業者が新たに雇い入れた全ての運転者に経歴・運転経験(車種ごと)を申告させ、事業者に乗務員台帳に記載させる。(省令改正)	平成 28 年夏まで
③初任運転者等に対する指導・監督における実技訓練の義務付け	運転者の運転経験を車種ごとに確認し、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、実技訓練を実施するよう要請する。(通達発出)	実施済み(平成 28 年2月)
	初任運転者・事故惹起運転者に対する指導・監督において、実技訓練の実施を義務付ける。(告示改正)	平成 29 年春まで
	運転者に直近 1 年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督の実施を義務付ける。(省令改正)	平成 28 年中

4. ハード面での安全対策の強化

項 目	講ずべき措置	実施の目途
①ドライブレコーダーによる映像の記録・保存等の義務化	ドライブレコーダーによる映像の記録・保存やその記録を活用した指導・監督を義務付けるとともに、記録を活用した事故調査・分析を行う。(省令改正)	平成 28 年中
②自動変速装置(AT)の導入	AT 仕様も選択できるよう、大型高速バスの AT (AMT を含む。)の開発を促進するため、関係者からなる連絡会議において検討を開始する。	平成 28 年夏まで

③速度抑制装置 (スピードリミッター)の開発促進	手動可変式の速度抑制装置や道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う技術(ISA(Intelligent Speed Adaptation))の基本設計等に関するガイドラインを策定するため、有識者からなる委員会において検討を開始する。	平成 28 年夏まで
④ドライバー異常 時対応システム の普及促進	ドライバー異常時対応システムの実用化を促進するため、基本設計等に関するガイドラインを策定する。	実施済み(平成 28 年 3 月)
⑤シートベルトの 装着の徹底	乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底を要請する。(通達発出)	実施済み(平成 28 年 2 月)
	シートベルト着用励行リーフレットを作成(訪日外国人旅行者向け用の外国語版を含む。)し、インターネット等活用し周知する。	実施済み (平成 28 年 2 ~3 月)
	シートベルトの着用について、わかりやすく、かつ効果的な広報方法について検討するため、関係者からなる連絡会議において検討を開始する。	平成 28 年夏 まで
⑥補助席へのシ ートベルトの設 置の義務化	大型高速バスの補助席に対してシートベルトの設置を義務付ける。(省令改正)	平成 28 年中
⑦車両構造の強化	国連が定める車体の強度に関する基準を義務化する。(省令改正)	平成 28 年夏 まで